

千葉司法書士会 調停センターのご紹介

民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下に限ります。)で、相手方と話し合いでの解決を希望されるときは、千葉司法書士会調停センターもご利用できます。

千葉司法書士会調停センターをご利用になりますと、司法書士が調停人となり、「公平・公正・中立」の立場で、当事者の話し合いに関与します。調停が成立した内容については、強制力はありませんが、双方が十分に納得して取り交わした約束事のため、きちんと履行されることが多いです。

- 調停(話し合い)は、原則として千葉司法書士会館で行ないますが、当事者の希望により他の場所で行なうこともあります。
- 調停の時間や開催回数・時期などは、当事者の希望により柔軟に設定します。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

千葉司法書士会調停センター 電話043-246-2666

司法書士はこんなことができます

- 不動産の登記申請手続の代理
(相続・贈与・抵当権抹消等)
- 会社・法人の登記申請手続の代理
(会社設立・役員変更・本店移転等)
- 裁判所に提出する書類の作成及び相談
(訴状・答弁書・家事審判申立書等)
- 検察庁に提出する書類の作成及び相談
(告訴・告発状等)
- 供託手続の代理(家賃弁済供託・保証供託等)
- 140万円以下の簡易民事訴訟等手続の代理
→簡易裁判所での訴訟・調停代理
→裁判外での示談交渉・示談締結
- 少額訴訟債権執行手続の代理
- 筆界特定申請手続の代理
- 外国人の帰化申請手続
- 成年後見人・相続財産管理人・不在者財産管理人業務
- 任意後見・財産管理業務
- 企業法務・事業承継業務
- 財産管理業務(成年後見・任意後見)
- 遺産承継業務・事業承継業務・民事信託

千葉司法書士会館へのアクセス



★…コインパーキング

電車の場合

JR西千葉駅より 徒歩 12分
京成西登戸駅より 徒歩 8分
千葉みなと駅より 徒歩 15分

※お車の場合、駐車場はございませんので、近隣の有料駐車場をご利用ください。

千葉司法書士会

Tel.043-246-2666 Fax.043-247-3998

〒261-0001 千葉市美浜区幸町2-2-1 千葉司法書士会館

千葉司法書士会



ちば司法書士総合相談センター

無料相談

(お問い合わせ先)

043-204-8333

ちば 司法書士

Shiho-Shoshi Lawyer's,
Chiba

総合相談センター

あなたの街の 身近な法律家

司法書士による

無料相談の ご案内



日本司法支援センター法テラスの連携機関です。

千葉県PRマスコット
キャラクター
チーバくん
千葉県庁 第A1444-1号

無料相談会のご案内

法律相談、相続、登記、交通事故、裁判手続など、司法書士が親身になってご相談に応じます。面談による相談の他、電話相談が可能なものもあります。まずは、お気軽にお問い合わせください。

司法書士法律相談（予約制）

千葉県内数か所で土曜日開催。

予約・問合せ先 **043-204-8333**

予約受付は、相談日の2週間前からです。
ご予約のうえ、当日会場にお越しください。
相談会場・開催日などの詳細は、
別紙「相談会場・相談日一覧」をご覧ください。

相続・登記相談（予約不要）

千葉司法書士会館にて毎週土曜日開催。
午前10時～12時、午後1時～3時。

交通事故専門相談（予約制）

千葉司法書士会館にて毎週土曜日開催。

予約・問合せ先 **043-204-8333**

午前10時～12時、午後1時～3時。
予約受付は、相談日の2週間前からです。
ご予約のうえ、当日会場にお越しください。

※面談相談はいずれも祝日・年末年始・夏季休業他休み

司法書士法律相談

毎週月曜・水曜日開催。午後2時～午後5時。
毎週土曜日開催。午前10時～12時、午後1時～午後3時。

専用電話 **0120-971-438**

相続・登記相談

毎週土曜日開催。午前10時～12時、午後1時～午後3時。

専用電話 **043-204-8333**

※電話相談はいずれも祝日・年末年始・夏季休業他休み
※当日お電話をいただければご相談できます。
※電話がかかりにくいことがあります。ご容赦ください。

上記の他、各支部による相談会、司法書士・弁護士・
税理士による合同相談会等も実施しています。
詳しくは、当会ホームページでご確認ください。

その他

※法律相談は、紛争の価額が140万円以下の民事事件に限りませんが、裁判所提出書類等の作成に関する相談は、金額の上限や家事事件等でも制限はありません。

面談による相談

電話による相談

相談

「貸したお金を返してくれない。」

解決方法

- 内容証明郵便で請求する。
- 簡易裁判所の調停を利用する。
- 簡易裁判所の支払督促を利用する。
- 裁判所に訴訟を提起する。
- 千葉司法書士会調停センターの調停を利用する。

相談

「相手から訴えられた。」

解決方法

裁判所から訴状が届いたとき、何もしないと相手の言い分をそのまま認めたことになりますので、書面で反論します。

相談

「亡くなった親名義の不動産を自分の名義に変えたい。」

解決方法

相続人全員で遺産分割協議を行い、登記手続をします。協議が整わないときは、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てることができます。

困ったこと、
悩んでいること、
司法書士が解決を
お手伝いします!!

相談

「高齢の親が認知症になり

財産の管理ができなくなった。」

解決方法

家庭裁判所に、認知症になった本人の代わりに財産管理などを行なう成年後見人選任の申立てができます。

相談

「借金が多額になり返済できない。」

解決方法

任意整理や調停、個人の民事再生、自己破産などにより生活のたてなおしができます。

相談

「会社の登記について知りたい。」

解決方法

会社設立、役員変更など会社の登記については司法書士が専門家です。お近くの司法書士をご紹介します。



こんなことでお困りのとき
ご相談ください。

- ◎貸したお金を返してくれない!
- ◎敷金を返してもらえない! ◎戻ってきた敷金が少なく納得できない!
- ◎家賃を滞納されている! ◎貸家を明渡ししてほしい! ◎自動車事故で提示された賠償額に納得できない! ◎放し飼いの犬にかまれてケガをした! ◎歩行中に自転車に追突されケガをした!
- ◎会社でパワハラにあった! ◎給料や残業代がきちんと支払われない!

- ◎会社から突然解雇を告げられた!
- ◎養育費を払ってくれない!
- ◎借金が返済できない!
- ◎破産を考えているがどうすればよいか分からない!
- ◎隣人との間にトラブルを抱えている!
- ◎悪質商法や詐欺にあってしまった!
- ◎身に覚えのない請求が来て困っている!
- ◎認知症の家族の生活面や財産管理に困っている!
- ◎土地や建物の名義を変えたい!
- ◎昔の担保権が抹消されずに残っている!
- ◎個人商店から会社になりたい!
- ◎空家の問題で困っている!